

2023
No.142

2

広報

うるぎ

●ホームページ <http://www.urugi.jp>
●Eメール somu@urugi.jp
●総務課 somu2@urugi.jp
●産業課 sangyo@urugi.jp
●住民課 jumin@urugi.jp
●教育委員会 kyoiku@urugi.jp

発行・編集／壳木村役場総務課
印刷／龍共印刷株式会社



12月22日 生きがい活動 クリスマス会

主な内容

| | |
|-------------------|-----|
| 村長新年挨拶 | 2 |
| 議会だより 他 | 3~4 |
| 確定申告と納税相談のお知らせ | 5 |
| 年金事務所よりお知らせ 他 | 6 |
| 上下水道料金の改定のお知らせ | 7 |
| ふるさと寄附金をいただきました 他 | 8 |
| 水道施設の更新事業を行いました 他 | 9 |
| うるぎダイアリー 他 | 10 |



私たちの村（令和4年12月末時点）

人口 495人／男 229／女 266／世帯数 258戸／交通死亡事故ゼロの日 4,093日

令和5年 年頭のご挨拶

志木村長 清水秀樹



新年あけましておめでとうござい
ます。村民皆様には輝かしい新春を
お迎えのことと心からお慶び申し上
げます。

昭和58年に始まつた山村留学も40
年を迎え昨年12月3日に40周年記念
式典を開催したところであります。
平成24年からは村の直営となり、早

いもので10年が経ちました。40年前に将来を見据えて児童生徒数の
激変緩和策として、学校、学級運営が改善され教育効果が上がるよ
うにと山村留学事業を取り入れた村長を始め先人の皆様のお陰で今
があります。移住定住対策を進める村にとつては、学校があつてこ
そじターン、一ターンを進めることができます。

長年にわたり山村留学を続けられたのは、村民の皆様のご理解、
ご協力のお陰であります。改めて感謝を申し上げるところであります。

ここ3年は新型コロナウイルス感染症により、思う村づくりが停
滞しており新型コロナウイルス感染症の影響は、村内経済にも大き
な痛手となつておりますが、そこに加えて昨年2月24日突然のロシ
アのウクライナ侵攻は世界経済に大きな影響を及ぼしており、円
安、燃料を始めとする物価高騰は村の経済にも大きな影響が出てお
ります。村といたしましても地域経済の循環を進めるために新型コ
ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して事業を進め
てきました。

プレミアム商品券事業、原油物価高騰対策としてうるぎ事業継続
応援商品券、福祉商品券等を配布して、村内の事業所や村民の皆さ
んを応援し、村内経済の循環を図つてきました。また、令和4年8
月9日、株式会社茶臼山ゴルフ俱楽部、うるぎハイランド開発株
式会社など関連5社が東京地方裁判所に民事再生手続申し立てを行
い、同日、同裁判所から民事再生手続きの「保全命令」、「監督命

令」の発令がなされました。茶臼山ゴルフ場の豪雨災害による営業
休止で収入がない中、退会者の預託金の返還が難しくなったこと
が理由のようであります。今後は、裁判所から債権者届出用紙が送
付され、その後、財産の評定、調査を経て再生計画案が提出され、
債権者集会が招集され、計画案に対する可否の決定が令和5年2月
15日にされることになります。茶臼山ゴルフ俱楽部は夏の涼涼な気
候から中京方面など長年にわたり大勢のゴルファーに親しまれてき
ました。村といたしましてもゴルフ場が、このようなことになり残
念でなりませんが、今後の利用について提案されている会社もあり
ます。災害の温床とならないよう、どの方策が村にとつて良いの
かを慎重に検討して判断をしていきたいと思つております。

今和5年度の主な事業としてケーブルテレビ施設を光ファイバー
ト診療、金曜日に対面診療を行つていただき月曜日リモー
ト診療、金曜日に対面診療を行つていただいております。村民の皆
様には、ご不便やご心配をおかけしております。阿南病院には対面
診療を増やしてほしいとお願ひしているところであります。阿南
病院の医師不足もあり厳しい状況であります。少しでも住民の皆
様の安心につながるよう來年度に向かい阿南病院、新野診療所へ
の送迎も検討していきたいと思つております。

人口減少は村の存続にかかる重大で深刻な問題であります。人
がいて農地の荒廃を防ぎ環境が守られ、災害防止にもつながります。
学校があつて移住者も来ます。人が村に来てくれることで経済
循環します。村を訪れることで村を知り移住のきっかけにもなりま
す。そんな強い思いをもつて移住定住対策に全力で当たりたいと
思つております。村民の皆様のご支援ご協力をよろしくお願ひいた
します。

この一年が村にとつて災害のない平穏な年でありますことと村民
皆様がご健勝で、ご活躍されますことをご祈念申し上げ年頭のご挨
拶いたします。

議会だより

壳木村議会定例会

④「さらなる少人数学級推進と
教育予算の増額」を求める請
願書について

令和4年第4回壳木村議会
定例会が12月12日から20日まで

の9日間の会期で開催されました。議事の中で令和4年11月14日に新たに議員になられた代田浩雄議員の議席の指定並びに常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任されました。付議事件25件が上程され、一部請願を除き原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

①「不登校児童生徒に対しても多様な学習機会の確保のための経済定期支援制度の確立を求める意見書」の採択を求め
る請願書について

（採択） ② 安全・安心の医療・会議実現の ための人員増と処遇改善を求 める請願書について

③「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について

採
擇

④職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について(職員の定年年齢を段階的に65歳まで延長)

⑤壳木村議会議員及び壳木村

①令和4年度壳木村一般会計補正予算（第4号）について（29、736千円増）

⑤令和4年度売木村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について

豊根村は平成26年2月の豪雪で道路沿いの立木等の倒木による落雪で、危険箇所を除くと、立木等の倒木による落雪による危険箇所は、現在、存在しない。

(續編審議)

条例改正

①議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について（期末手当0・05

⑧ 売木村鳥獣処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（食肉加工もできるようにする改正）

② 令和4年度壳木村国民
健康保険特別会計（国民
健康保険事業）補正予算
(第4号)について(1、
106千円増額・一般被保

151号線を県境を超えて豊根村方面へ出かけたところ、道路脇の植林が數メートルの幅で伐採されており、とても明るくなつて

公費負担に関する条例の一部
を改正する条例制定について
(ポスター作成単価等の引上げ)

② 令和4年度壳木村国民健康保険事業（コロナ交付金事業等）補正予算（第3号）について（増減なし・国保税還付金）

⑥ 令和4年度壳木村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について（67千円増額・施設修繕工事費増）
 ⑦ 令和4年度壳木村下水道事

卷之三

一般質問

① 令和4年度壳木村一般会
補正予算

業特別会計補正予算（第2号）について（330千円増額・施設修繕工事費増）

先日所用があり、国道151号線を県境を超えて豊根村方面へ出かけたところ、道路脇の植林が数メートルの幅で伐採されており、とても明るくなつておりました。その状況を見て当村の村道も、昼間でもヘッドライトが点灯するような所が数か所見受けられます。その様な現場を地塊者と話し合い、道路脇の植林を伐採し明るくすると共に、冬季間の凍結防止になるかと思いますので、実現できるよう検討をお願いしたいがいかがでしょか。

村長答弁

豊根村は平成26年2月の豪雪で道路沿いの立木等の倒

木、集落の人家周辺での倒木等の被害が発生し、村内の山林災害も膨大なものになり、災害復旧の対応策と合わせて村単独事業として平成26年度から景観向上整備事業を立ち上げたようです。事業の目的としては道路沿いの景観整備として間伐、除伐等を行ない、道路の良好な見通しの確保、道路の凍結防止のための日照の保持、山間地道路の景観づくり等としております。

沿道防災・景観改善検討会議が開催されましたので、国道418号沿線についても事業を進めていただけるようにお願いをしたところであります。村内は県道阿南根羽線の木タibaから遊星館入り口に向かって約300メートルの沿道の立木の撤去をしていただきました。また、平谷峠山なみ広場周辺も景観整備を予定していただいておりますが、公団造林との兼ね合いがあり、まだ着手できない状況であります。県も沿道道路環境整備に対応していただいております。村といたしましても、森林づくり支援金事業を活用し、道路沿いの森林景観整備を進めたいと思っております。今年は国道418号沿線の山の神から井笠川までを行ったところであります。村道沿いにつきましても森林環境譲与税等も活用しながら計画を立て進めていきたいと思います。それには、沿線の地権者の協力が不可欠であります。計画線になつた時には地権者との話に、議会の皆さんとの協力もよろしくお願ひいたします。

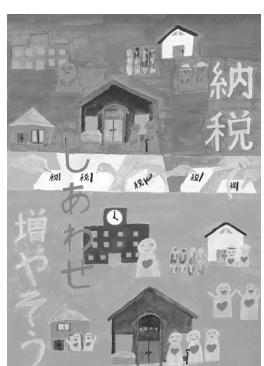
壳木村租税教育推進協議会 税に関するポスター・標語・作文表彰作品

令和4年12月13日表彰式を行いました。表彰作品は次のとおりです

小学生の税に関するポスター表彰者



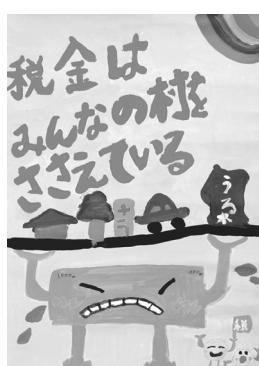
今井 莉子 (小5)



田法人会阿南赤木支部長賞
まつむらさき
松村紗希（小5）



教育推進協議会長賞
小林咲予子（小5）
こばやしそよこ



▶ 売木村教育委員会賞
清水虹太朗（小5）

中学生の税に関する標語表彰者

『明るい国を 未来に残そう 納税で』 学士の和に聞てる機語表章者

久喜川の邊に在り
うちだひいろ

『守るうよ みんなの安心
税金で』

『守るうよ みんなの安心 税金で』

飯田税務署長賞
村澤むらさわ
昊てん
(中2)

『積金で
みんなの里は
思いやう』

『脱金で みんなの未来 変えてゆく』

南信県税事務所長賞
加藤
小春
(中2)

『私ども 説金なれば誰かを守れ

「私でも 税金はらえば 誰かを守れ

『埋十会飯田支部長賞
鬼塚 おにづか
多英 たえ
(中2)

中学生の税についての作文表彰者

壳木村租稅教育推進協議會長嘗

矢島

句 しゆ

句 しゆ

句
ん
(中3)

確定申告と納税相談のお知らせ

所得税の申告・納付期限は3月15日(水)です。

令和4年分所得に係る納税相談が2月16日(木)から始まります。

下記の日程により役場1階会議室で行いますので、忘れずにできるだけ早めに申告をお済ませください。

| 相談日 | 地区名 | 受付時間 |
|----------|-----|--------------|
| 2月17日(金) | 長下 | 午前9時～午後4時30分 |
| 20日(月) | 岩倉 | |
| 24日(金) | 軒川 | |
| 27日(月) | 旭 | |
| 3月1日(水) | 中央 | |
| 3日(金) | 南二 | |
| 6日(月) | 南一 | |

所得税の確定申告が不要な方でも村県民税の申告が必要な場合があります。忘れずに申告しましょう。所得税の確定申告をした方は改めて村県民税の申告をする必要はありません。

| 村県民税の申告が必要な方 | 村県民税の申告が不要な方 |
|--------------------------------------|--|
| ○非課税所得(遺族年金・障害者年金・失業手当など)以外に収入がなかった方 | ○所得税の確定申告をする方 |
| ○年末調整された給与や公的年金以外の所得があった方 | ○勤務先ですべての給与について年末調整が済んでおり、それ以外の所得や控除の追加・変更がない方 |
| ○新たに控除(扶養控除・医療費控除など)を追加したい方 | ○公的年金収入のみで、それ以外の所得や控除の追加、変更がない方 ○収入がなく、村内在住のご家族の方の税制上の扶養親族となっている方 |

感染症対策にご協力ください！

感染症対策のため、なるべく少人数で必ずマスクを着用してお越しいただき、来庁時には検温・手指消毒にご協力ください。待合室は「密」を避けるため、席数を減らす対応とします。また、発熱やせきなどのかぜ症状があったり、体調のすぐれない方は来庁日を変更するなどのご配慮をお願いします。

自宅から確定申告ができます!!

確定申告は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して申告書を作成し、パソコン・スマホで提出するe-Tax・スマホ申告が便利です。申告書をプリントアウトして郵送による税務署への提出もできます。混雑する会場に出向かずに自宅から確定申告ができますので、感染症拡大防止の観点からも自宅からのe-Tax・スマホ申告をぜひご利用ください。

年金事務所よりお知らせ

20歳になつたら国民年金

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなつたときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みであり、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になつたら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましよう。

納付が困難な場合

保険料を未納のまま放置すると、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的に納付が困難な方は、下記の制度を利用しましょう。

○学生納付特例制度

在学中の学生で所得がない（または一定以下の）場合に、保険料の納付が猶予される制度です。

○納付猶予・免除制度（学生を除く）

本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予・免除される制度です。新型コロナウイルスの影響による減収の場合も猶予・免除の対象となります。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります！

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になる引越しワンストップサービス（引越し OSS）が始まります。本サービスを利用する方は、転出にあたり転出元の自治体への来庁が原則不要となります（右図参照）。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

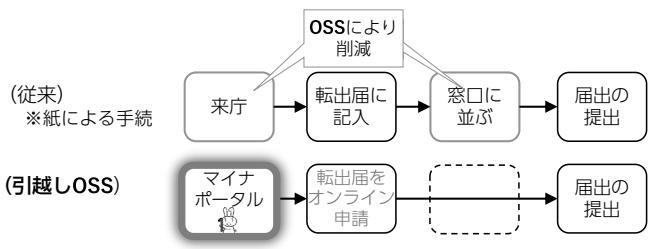
※マイナポータルを通じて
転出届の提出をした後
は、別途、転入先市区町
村の窓口で転入届等の手
続が必要です。

※右図はデジタル庁資料か
ら引用しています。

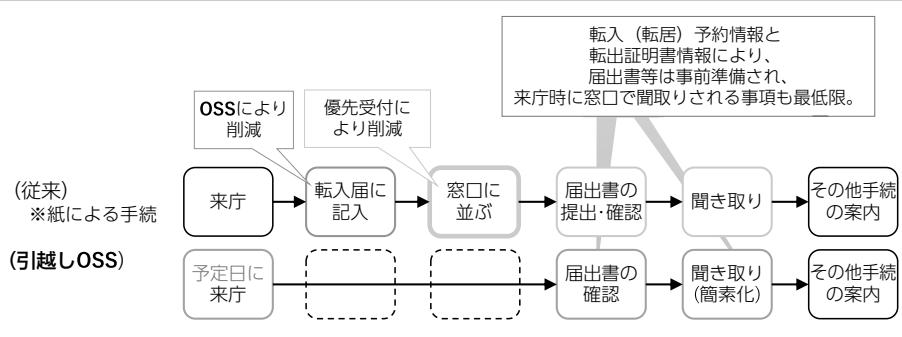
デジタル
庁HPも
ご参考く
ださい。



転出時の手続き（来庁が不要）



転入時の手続き（手続きに要する時間が短縮）



上下水道料金の改定のお知らせ

令和5年4月1日から上下水道料金を以下のとおり改定します。

近年の原油価格、物価上昇による塩素などの薬剤、機器部材の値上がりなど上下水道事業を取り巻く環境が厳しいこと、今後多くの老朽化施設の更新を迎えることなど踏まえると、現行の料金では賄うことが困難であると判断し、やむを得ずこの度料金の見直しを行うことになりました。

村民の皆様にはご負担が増えることになり、誠に申し訳ございません。

村としても引き続き、村民の皆様へのご負担をなるべく抑えるために経営努力を重ねてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

■ 簡易水道料金 ※基本水量10m³/月

| 口径 | 改訂前 (内税) | | |
|------|----------|---------|-------|
| | 基本料 | メーター使用料 | 計 |
| 13mm | 1,595 | 165 | 1,760 |
| 20mm | 1,771 | 209 | 1,980 |
| 25mm | 2,079 | 231 | 2,310 |
| 40mm | 2,860 | 440 | 3,300 |
| 50mm | 3,630 | 660 | 4,290 |

超過料金 143円/m³



| 口径 | 改訂後 (内税) | | |
|------|----------|---------|-------|
| | 基本料 | メーター使用料 | 計 |
| 13mm | 1,755 | 181 | 1,936 |
| 20mm | 1,948 | 230 | 2,178 |
| 25mm | 2,287 | 254 | 2,541 |
| 40mm | 3,146 | 484 | 3,630 |
| 50mm | 3,993 | 726 | 4,719 |

157円/m³

■ 下水道料金

○改定前

| | | |
|------|--|--------------|
| 一般世帯 | 基本料金 1,120円/月 世帯人数 1,120円/月 | 毎月徴収 人数制 |
| 事業所 | 基本料金 1,120円/月 水道 1m ³ ~183円/m ³ | 2ヶ月ごと 従量制 |

○改定後

| | | |
|-------------|---|--------------|
| 一般世帯 事業所 | 基本料金 2,240円/月 基本水量 10m ³ /月 超過料金 198円/m ³ | 2ヶ月ごと 従量制 |
|-------------|---|--------------|

上下水道料金算出例

※料金徴収は2ヶ月毎に行うため、2ヶ月分の料金計算となります。

【例1】検針時の利用水量20m³
メーター口径13mm 2人世帯

| | 改定前 | 改定後 |
|-------|--------|--------|
| 水道料金 | 3,520円 | 3,872円 |
| 下水道料金 | 6,720円 | 4,480円 |

【例2】検針時の利用水量60m³

メーター口径13mm 4人世帯

| | 改定前 | 改定後 |
|-------|---------|---------|
| 水道料金 | 9,240円 | 10,152円 |
| 下水道料金 | 11,200円 | 12,400円 |

※1月5日の村内回覧文書で掲載した例1の下水道料金の改定前の金額に誤りがございました。

大変申し訳ございませんでした。 (誤) 4,480円 (正) 6,720円

ふるさと寄附金をいたしました。(令和4年)

- | | | | |
|---------|--------|---------|------------|
| ・新潟県上越市 | 後藤 保 様 | ・愛知県豊橋市 | 福井 康雄 様 |
| ・愛知県豊橋市 | 加藤 務 様 | ・東京都渋谷区 | 村松 朝子 様 ほか |

寄附金総額 5,197,750円

※氏名の公表を希望された方のみ、掲載しています。

※寄附金は基金に積み立て、今後の村づくりのために使わせていただきます。

一定規模以上の土砂等の盛土等に許可が必要なります 〔長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例〕

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、県の許可が必要になります。

◇主な規制項目

- 面積が3,000平方メートル以上または高さが5m以上の土砂等の盛土等を行う場合には県の許可が必要になります。
- 県の許可を受けるにあたっては、周辺地域の住民に許可申請の内容を周知する必要があります。

- 土地の所有者の方は盛土等の施工状況を定期的に確認する必要があります。
- 条例の規定に違反した場合は、罰則（最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

◇手数料（1件あたりの金額）

- 新規の許可 55,000円
- 変更の許可 34,000円
- 譲受けの許可 34,000円

●問い合わせ先（平日8：30～17：15）

長野県建設部砂防課調査管理係 TEL：026-235-7316 E-mail：sabo@pref.nagano.lg.jp

司法書士による相続登記無料相談月間 「相続登記はお済みですか月間」が始まりました

◇日 時：令和5年2月1日（水）～2月28日（火）
毎日午前9時～午後4時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

◇場 所：県内各司法書士事務所

◇相談料：無料

◇予 約：相談する司法書士事務所にお問い合わせください。

◇相談例：

- 相続登記はしないといけないの？
- 実家が相続登記をせずに空き家となっている
- 相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない



●問い合わせ先 長野県司法書士会 TEL：026-232-7492

電源立地地域対策交付金事業

水道施設の更新事業を行いました

■施行箇所 売木村第一浄水場、第二浄水場、第二減圧槽

■工事内容 苛性ソーダ注入機 4基 次亜塩素注入機 2基

電源立地地域対策交付金を活用し、第2回目の薬注設備更新工事を行いました。

建設当初より使用していた機器類のため、老朽化により様々な不具合がありました。昨年12月に無事竣工しました。特に苛性ソーダは適量を注入することで中性を保ち続け、飲料水の口当たりも良くなることや、降雨時にも濁りを抑えるPAC薬剤の効き目が向上するため、おいしい水を皆様にお届けすることに欠かすことができない設備です。

これからもより良い水質で皆様のもとへ給水できるように努めていきたいと思います。

第二浄水場

苛性ソーダ貯留タンク 新旧写真



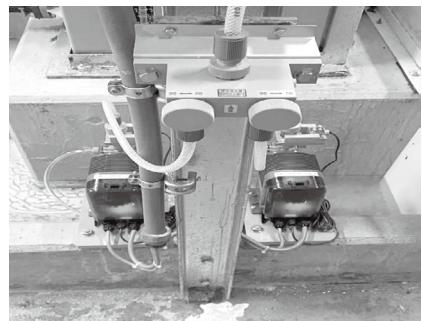
第二浄水場

苛性ソーダ注入機 新旧写真



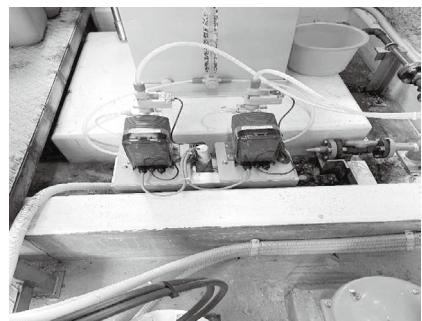
第一浄水場

苛性ソーダ注入機 2基更新



第二減圧槽

次亜塩素注入機 2基更新



問い合わせ先 うるぎ国際センター

0260-28-2227

令和4年度長野県地域発元気づくり支援金事業交付金を活用して、うるぎ国際センターで「英語ティキヤンブ自然体験」を行いました。自然体験の中での英会話や、外国語のボードゲームなど、楽しみながら日常会話を学べます。小学生から中学生、高校生を対象としていますので、ぜひご参加ください。

元気づくり支援金事業

長野県地域発

うるぎダイアリー



12月23日

保育所 クリスマス会

サンタさんが訪れて子供たちにプレゼントを配ったり、一緒に写真撮影を行うなど、楽しい時間を過ごしました。



12月22日

生きがい活動 クリスマス会

生きがい活動に参加されるたくさんの皆さんのがゲームや体操などを行い、元気に楽しく交流を深めました。



1月21日

売木小中学校 どんど焼き

小中学校の校庭で新型コロナウイルス感染症に配慮し、規模を縮小しながら行われました。



1月8日

消防団出初式

新年を迎えたな気持ちで行進が行われました。また、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、長年の功労を讃えて表彰などが行われました。

新職員紹介(1月1日付)



しゃくど
赤土 恭一
(住民課)

1月より売木村役場の職員となりました、赤土恭一と申します。奈良県出身です。この度、住民課に配属となりましたので、しっかりと業務等をこなしていきたいと思います。いろいろと至らない点はあると思いますが、よろしくお願いいたします。

学校関係の職員紹介(1月1日付)



なかおか
中岡 賢一
(売木小中学校用務員)

1月から小中学校及び山村留学センターの用務員として働かせていただきました。愛知県豊橋市出身です。1日でも早く仕事を覚えて、お役に立てるよう努力いたしました。ご指導のほどよろしくお願ひします。